≪令和６年度≫

高松市スマートハウス等普及促進補助制度の御案内（住宅用）

補助対象となる補助金交付設備等

（１）　スマートハウス設備（住宅用太陽光発電システムと連携する以下の設備を指す。）

・定置用リチウムイオン蓄電システム

定置用リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、パワーコンディショナー等）からなるシステムの購入費及び設置に係る工事費

・電気自動車等充給電設備

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電及び電気自動車等から住宅への電気の供給が可能な設備の購入費及び設置に係る工事費

・ＨＥＭＳ（家庭用エネルギー管理システム）

「ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェイスとして搭載し、住宅の電気使用量等を表示できるシステムを構成する機器の購入費及び設置に係る工事費

（２）　ＺＥＨ化

住宅の年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロ以下である住宅の導入であって、国が補助事業を委託した団体の実施するＺＥＨ化支援事業等の補助対象であること、又は、「ＢＥＬＳ」等の第三者評価によりＺＥＨの評価・認証を受け、『ＺＥＨ』以上の要件を満たすことが証明できること。

（３）　断熱リフォーム

住宅の断熱リフォームを行うことであって、国が補助事業を委託した団体の実施する住宅の断熱リフォーム支援事業等の補助対象であること。

※ 補助金交付設備等は設置・導入する時点において全て未使用であること。

※（２）については、（１）と同時に導入する場合に限ります。

補助金の交付対象者

次の要件を満たす方です（法人は対象外）。

（１）　本市の市税を滞納していない方

（２）　本市の区域内に所在し、自らが居住する（（３）に該当する方と同一世帯にある方が居住の用に供する場合も含む。）予定の住宅（一部を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものを含む。）に設備を設置しようとする方

（３）　設備の契約、支払いの全てを行う方（同一世帯にある方が行う場合も含む。）

※ 補助金の交付は一世帯につき１回限りです。

※ 住民票及び市税の納付状況については、交付申請時に本市で確認いたします。予約番号を受領されていても、交付要件を満たさない場合や、受付期間内に補助金交付申請書（様式第５号）を提出しない場合は、補助金を交付できませんので、御注意ください。

補助金の額

（１）　スマートハウス基本額　住宅に、蓄エネルギー機器（家庭用蓄電システム又は電気自動車等充給電設備）、住宅用太陽光発電システム及びＨＥＭＳの一式が導入される状態になる場合に限り、次のアからイのいずれかの額

ア　蓄エネルギー機器を新たに設置する場合　　６万円

イ　ＨＥＭＳのみを新たに設置する場合　　２万円

（２）　スマートハウス加算額　（１）の補助金を受ける場合に限り、次のアからイまでに定める額の合計額を上乗せ

ア　ＺＥＨ化を行う場合　　１５万円

イ　誘導区域外から誘導区域内に住所が移る場合　　５万円

（３）　断熱リフォーム補助金　断熱リフォームを行う場合に限り、次のアからイのいずれかの額

ア　断熱リフォームを行う場合（窓のみの断熱リフォームを行う場合を除く。）　１５万円

イ　窓のみの断熱リフォームを行う場合　　５万円

※ ＺＥＨ化の補助金を受けるには、国が補助事業を委託した団体が実施する支援事業で承認されるか、「ＢＥＬＳ」により『ＺＥＨ』以上の評価を受ける必要があります。

※ 断熱リフォームの補助金を受けるには、国が補助事業を委託した団体が実施する支援事業で承認される必要があります。

申請書受付期間及び提出先

（１）　受付期間

設置工事の着手前と完了後の２回、申請書の提出が必要です。

提出は持参又は郵送で行ってください。また、郵送の場合は、到着日が確認できる方法（書留等）とし、提出期限必着としてください。

【１回目（設置工事の着手前）】　補助金交付予約申請（様式第１号）

・令和６年４月１５日（月）から令和７年１月３１日（金）まで

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めに御提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助を受けることができません。

【２回目（設置工事の完了後）】　補助金交付申請（様式第５号）

・令和７年３月３１日（月）（必着）まで

（２）　提出先

ゼロカーボンシティ推進課、又は各総合センター（牟礼・香川・勝賀・国分寺・仏生山・山田）まで御提出ください。郵送の場合は、ゼロカーボンシティ推進課宛てとしてください。

申請にあたっての注意事項

当該補助申請において、市が申請者の方の住民票及び市税の納付状況の確認を行うことについて同意を求めています。

交付予約申請（１回目の申請）時の住民票の確認は、申請者の方が居住誘導加算（要綱第５条第１項第２号イ）に該当するかどうかの確認のために、交付申請（２回目の申請）時の住民票及び市税の納付状況の確認は、申請者の方が当該補助制度の交付要件（要綱第３条第１項第１号及び同項第２号）を満たすかどうかの確認のために利用いたします。

必要書類

申請書類等の様式はホームページよりダウンロードしてください。なお、押印は不要です。

【１回目】設置工事着手前

補助金交付予約申請書（様式第１号）、様式第１号別紙、及び下記添付書類

添付書類
□　工事着手前の現況を確認できるカラー写真 ●新築住宅の場合　①工事着手前の土地等の現況写真 ●既築・購入・建売住宅の場合　①住宅の全体写真　②補助金交付設備等の設置（予定）場所の写真
□　補助金交付設備等の設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可） ※建売住宅の場合は、補助金交付設備等の未使用証明（様式はホームページに掲載しています。）
□　住宅の工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（※既築住宅の場合は不要）
□　補助金交付設備等の補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類（見積書等）
□　住宅及び補助金交付設備等を設置する予定の場所の分かる地図
（ＺＥＨ化又は断熱リフォームを行う場合のみ、下記のいずれかが追加で必要） □　国が補助事業を委託した団体が実施する補助事業を利用する場合：交付決定通知書の写し □　ＢＥＬＳ等の第三者評価を受ける場合：ＢＥＬＳ等の写し （※ 発行されていない場合は、各申請書の写し）
（断熱リフォームを行う場合のみ） □　国が補助事業を委託した団体が実施する補助事業における補助金の額、及び算出方法が分かる書類

【随時】申請内容の変更や工事の中止があった場合

補助金交付予約変更・中止申請書（様式第３号）

予約申請後、住宅の所在地若しくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、速やかに補助金交付予約変更・中止申請書（様式第３号）を提出してください。

【２回目】設置完了後

補助金交付申請書（様式第５号）、及び下記添付書類

添付書類
□　設置後の住宅の状況を示すカラー写真
□　蓄エネルギー機器及び住宅用太陽光発電システム（可能であればＨＥＭＳ）の設置の状況及び型番・型式、製造番号を確認することのできるカラー写真（※断熱リフォームのみを行う場合を除く。）
□　蓄エネルギー機器（可能であればＨＥＭＳ）の設置場所を確認することのできる図面（※断熱リフォームのみを行う場合を除く。）
□　補助金交付設備等の設置に要した経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し（建売住宅の場合は、住宅の購入に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し）
□　補助金交付設備等の設置に要した経費の内訳書（様式第５号の２）
□　補助金交付設備等を設置した住宅の場所の分かる地図
□　補助金交付設備等を設置した場所の分かる地図（※住宅と同一の場所でない場合に限る）
（ＺＥＨ化又は断熱リフォームを行う場合のみ追加で必要） □　国が補助事業を委託した団体が実施する支援事業を利用する場合：完了実績報告書の写し、及び交付額確定通知書の写し（予約申請時に未提出であれば、交付決定通知書の写し） □　ＢＥＬＳ等の第三者評価を受ける場合：なし（予約申請時に未提出であれば、ＢＥＬＳ等の写し）
□　請求書 ※補助金交付申請書を提出する時に請求書を併せて提出していただきますが、補助金は市が審査の上、交付決定したものについて支払われます。

その他

（１）　受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。

（２）　工事着手後・引渡し後は翌年度以降で再度の予約申請はできませんので御注意ください。

（３）　ここで紹介した内容は概要です。詳しくは要綱を御覧ください。

補助金交付申請手続きの流れ

高松市	申請者（設置者）

【予約申請受付開始】令和６年４月１５日（月）

【工事着手前】

補助金交付予約申請書（様式第１号）提出 → 受付（審査）

↓

約３週間 ↕

補助金交付予約番号通知書（様式第２号）
※　この番号は交付申請の際に必要です。 → 受領

【工事着手】

↓

【工事完了】

【予約申請受付終了】令和７年１月３１日（金）　※ 予算がなくなり次第受付終了

↓

【工事完了後】

補助金交付申請書（様式第５号）提出
※ 同時に請求書を御提出ください。 → 受付（審査）

約３週間 ↕

補助金交付決定通知書（様式第６号）
補助金交付指令書（様式第７号） → 受領

↓　　↓

約２週間 ↕

支出 ← 請求

↓

補助金の交付 → 補助金の受領

【交付申請受付終了】令和７年３月３１日（月）（必着）

お知らせがある場合は、市ホームページに掲載しますので、そちらも御確認ください。

【お問合せ先】

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

〒760-8571　高松市番町一丁目８番１５号

ＴＥＬ：（087）839-2393

メール：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

≪令和６年度≫

高松市スマートハウス等普及促進補助制度（住宅用）【補足事項】

加算額の交付の判断

居住誘導区域（以下「誘導区域」という。）外に在住の方が、誘導区域内に、新たに建設し、若しくは購入する住宅に補助対象システム等を設置する場合、又は補助対象システム等付き住宅を購入した場合において、補助金を加算して交付するものです（以下の表を参照）。

つきましては、**予約申請時に申請者住所及び設置予定場所の対象区域の該当の有無について、御確認いただきますようお願いいたします。**

区分	契約締結時における住所	交付申請時における住所
新たに建設する住宅の場合 （様式第１号の住宅の区分における「ア　新築又は購入をする住宅」）	住宅の工事請負契約及び補助金交付設備等の設置工事請負契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	補助金交付設備等を設置した住宅が誘導区域内に所在し、申請者が当該住宅に居住していること。
購入する住宅の場合 （様式第１号の住宅の区分における「ア　新築又は購入をする住宅」）	不動産売買契約及び発電システム等の設置工事請負契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	
建売住宅を購入する場合 （様式第１号の住宅の区分における「イ　補助対象システム等付き住宅」）	不動産売買契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	

【備考】　※ 以下のいずれの場合も加算額の交付の対象とはなりません。

（１）　住宅の建替の場合は、様式第１号の住宅の区分は「ア　新築又は購入をする住宅」を、住宅の増築（カーポート等の増設を含む）の場合は、様式第１号の住宅の区分は「ウ　既築住宅」をそれぞれ選択してください。

（２）　契約締結時の住所と設置場所の住所が同じで、補助金交付設備等の設置に係る工事のみを行う場合は、様式第１号の住宅の区分は「ウ　既築住宅」を選択してください。

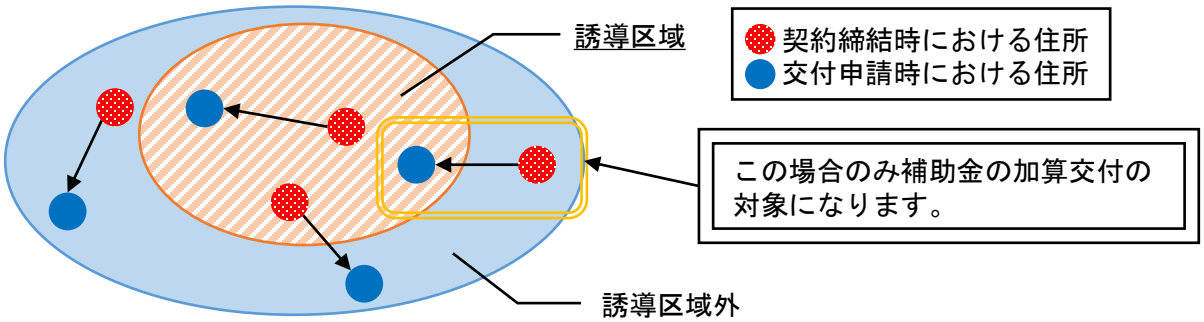

お問合せ先

【補助制度全般について】　ゼロカーボンシティ推進課　（８３９－２３９３）
【居住誘導区域の確認について】　都市計画課住宅・まちづくり推進室（８３９－２１３６）
※市ホームページの「たかまっぷ」でも御確認いただけます。

≪令和６年度≫

高松市スマートハウス等普及促進補助制度（住宅用）の注意事項

各様式の以下の部分について、記載漏れ・記載間違いのないようお願いいたします。
御不明な点がございましたら、ゼロカーボンシティ推進課（８３９－２３９３）にお問い合わせください。

様式第３号（第７条関係）の注意事項

発送日と発送番号が一致

様式第３号（第７条関係）

年　月

（宛先）高松市長

申請者　住　所　番町一丁目８－１
氏　名　脱炭素　進
電話番号　０８７－８３９－

高松市スマートハウス等普及促進補助金交付予約　変更・中止　申請書

令和５年５月８日付け高ゼ第２０号により、交付予約番号の通知を受けた
の予約について、次のとおり変更・中止をしたいので、高松市スマートハ
補助金交付要綱第７条第１項の規定により申請します。

1　交付予約番号
５－１４
2　変更の場合のその内容

様式第２号（第６条関係）

高　ゼ　第　２　０　号
令　和　５　年　５　月　８　日

脱炭素　進　様

高松市長　　大　西　　秀　人

高松市スマートハウス等普及促進補助金交付予約番号通知書

令和５年４月１７日付けで申請のあった高松市スマートハウス等普及促進補助金の交付の予約については、適当と認め、高松市スマートハウス等普及促進補助金交付要綱（以下「要綱」
といい、）第６条第３項の規定により、次のとおり通知します。
付の決定をするものではありません。要綱第３条第
ことの補助対象者の要件については、高松市スマー
式第５号）の提出後、審査を行います。その時点に
において、補助対象者の要件を満たさない場合や、提出期限内に高松市スマートハウス等普及促
進補助金交付申請書を提出しない場合は、補助金は交付しません。

交　付　予　約　番　号	５－１４　番
受　付　年　月　日	令和５年　４月１７日
	２１０，０００円

交付予約番号が一致

様式第５号（第８条関係）の注意事項

発送日と発送番号が一致

様式第５号（第８条関係）

（表）

年　月

（宛先）高松市長

申請者　住　所　番町一丁目８－１
氏　名　脱炭素　進
電話番号　０８７－８３９－

高松市スマートハウス等普及促進補助金交付申請書

令和５年５月８日付け高ゼ第２０号で通知を受けた補助事業が完了したので、高
ートハウス等普及促進補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり関
助金の交付を申請します。
また、この申請に伴い、市において、私の住民票及び市税の納付状況を
いて同意します。

交　付　予　約　番　号	５－１４
補助金交付設備等の設置場所	高松市番町１丁目８－１５

様式第２号（第６条関係）

高　ゼ　第　２　０　号
令　和　５　年　５　月　８　日

脱炭素　進　様

高松市長　　大　西　　秀　人

高松市スマートハウス等普及促進補助金交付予約番号通知書

令和５年４月１７日付けで申請のあった高松市スマートハウス等普及促進補助金の交付の予約については、適当と認め、高松市スマートハウス等普及促進補助金交付要綱（以下「要綱」
のとおり通知します。
付の決定をするものではありません。要綱第３条第
ことの補助対象者の要件については、高松市スマー
トハウス等普及促進補助金交付申請書（様式第５号）の提出後、審査を行います。その時点に
において、補助対象者の要件を満たさない場合や、提出期限内に高松市スマートハウス等普及促
進補助金交付申請書を提出しない場合は、補助金は交付しません。

交　付　予　約　番　号	５－１４　番
受　付　年　月　日	令和５年　４月１７日
	２１０，０００円

交付予約番号が一致